

## 愛知県環境影響評価審査会田原中山風力発電部会 会議録

1 日時 2019年（令和元年）10月25日（金）午前10時から午前11時30分まで

2 場所 自治センター 5階 研修室

### 3 議事

- (1) 部会長の選任について
- (2) （仮称）田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について
- (3) その他

### 4 出席者

#### (1) 委員

夏原部会長、生田委員、伊藤委員、佐野委員、塚田委員、西田委員、葉山委員、  
吉永委員 (以上8名)

#### (2) 事務局

環境局：

小野技監、酒井環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

柘植課長、永井主幹、戸田課長補佐、岩川主任、日下主任、中島主任

その他：

関係課職員 6名

(以上14名)

#### (3) 事業者等

6名

### 5 傍聴人

2名

### 6 会議内容

#### (1) 開会

#### (2) 議事

##### ア 部会長の選任について

- ・ 資料1について、事務局から説明があった。
- ・ 部会長について、夏原委員が互選により選出された。
- ・ 部会長代理について、夏原部会長が佐野委員を指名した。
- ・ 会議録の署名について、夏原部会長が塚田委員と西田委員を指名した。

##### イ （仮称）田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

- ・ 資料2から資料5について、事務局から説明があった。

### <質疑応答>

【生田委員】配慮書223ページに風力発電機の垂直視野角の予測結果が示されており、最も大きい地点で8.6度、どの地点でも1.4度以上となっている。資料3

の別添資料によれば、例えば長崎県では、垂直視野角を0.5度以下とするような知事意見を出しているほか、5度を超える風力発電機に対して設置の取りやめるような大臣意見を出していることから、本事業の8.6度や4.1度といった予測結果が気になりである。資料3の補足説明資料の12ページに西ノ浜海浜の森からの既設風力発電機についてのフォトモンタージュが示されており、既設風力発電機についてはさほど気になる結果ではないと考えるが、そのように理解して良いか。

また、配慮書の221ページでは、渥美の森からの景観資源について、風力発電機が介在する可能性があるとの予測結果が示されている。垂直視野角だけで判断することは適切ではないと考えられるため、それぞれの眺望点からのフォトモンタージュも確認できると良い。

【事務局】既設風力発電機に係る西ノ浜海浜の森からのフォトモンタージュでは「風車建設計画地点は視認できない」と予測していたものの、今月上旬の現地調査では、実際にはこの眺望点から既設風力発電機はかなり大きく見えていた。その理由としては、この写真を撮影した当時と現在では、手前のクロマツ林の生え方が変わったためと事業者から説明があった。現在は既設風力発電機がよく視認できることに加え、今回の事業はその手前により大きな風力発電機を建設する計画であることから、景観への影響はかなり大きくなると懸念している。したがって、部会報告の案でも景観への影響について触れているので、後ほど説明させていただく。

また、景観への影響は、垂直視野角だけでなく、周辺の眺望点がどの程度重要なのか、また、事業実施想定区域の方向が主要な眺望方向かどうかを踏まえて、影響の程度を判断していくことになると思う。

【生田委員】現段階では垂直視野角が目安になっているが、今後、現状に即したフォトモンタージュなど詳細な予測結果が示されると理解して良いか。

【事務局】この事業は事業実施想定区域が狭く設定されており、また、主要な眺望点から見て、既設風力発電機の手前に新たに6基を設置する計画であることから、景観への影響を十分に低減することは困難だと考えられる。したがって、後ほど説明する部会報告の案では、事業計画の再検討を求める意見を述べている。

【西田委員】資料3の3番の指摘事項におけるハギクソウ群落について確認したい。事業者の見解では、平成16年に調査を実施したものの確認されなかったとあるが、この調査は既設風力発電機を建設する前の調査なのか。それとも建設した後の調査なのか。

【事務局】既設風力発電機は平成18年に運転を開始しており、工事に着手したのはそれより約1年前とのことである。したがって、この調査を実施したのは既設風力発電機の工事前である。また、運転開始後にも周辺で調査を実施したものの、ハギクソウは確認されなかったとのことである。

【葉山委員】資料3の2番の指摘事項におけるバードストライクに関する記載について確認したい。重要な種のバードストライクは確認されなかったとあるが、これは既設風力発電機を対象とした過去の調査結果であり、本事業の事業実施想定区域で鳥類がどのように飛んでいるかは分からない。現在は既設風力発電機が稼働しており、鳥類はそれを避けて飛んでいるとすると、避

けた先が今回の事業実施想定区域である可能性が考えられることから、バードストライクが少ないという理屈は成り立たないとする。

また、補足説明資料の 10 ページでは、ミサゴやハヤブサなどの重要種が複数確認されているが、確認例数だけでは、どのような状況下で既設風力発電機の周辺を利用していたかが読み取れない。そのため、しっかりとした飛翔軌跡のデータを付け加えて、どのような行動の際に、どの高さを、どの方向に飛翔していたかなどのデータに基づいて議論する必要がある。

さらに、重要な種の死骸は確認されなかったとしているが、重要な種でなければ死骸があっても良いということにはならない。モニタリングの結果をみると相当な数のトビが飛翔しており、実際にトビの死骸が確認されている。他の種でも、探餌行動をとった際にトビと同様にバードストライクの危険があるという点も踏まえて、しっかりと影響を予測いただきたい。

【事務局】1点目と2点目については、今後この事業の環境影響評価を進めていくのであれば、詳細に調査する必要があることから、方法書において適切な調査の手法を記載するよう、部会報告に盛り込んでいただきたい。

また、3点目の一般種のバードストライクについては、飛翔等の行動が似通っているようであれば、重要種でもトビと同様にバードストライクが発生するリスクはあると考えられることから、調査を行った上で衝突確率等を予測し、必要があれば環境保全措置や事後調査を実施することになる。

【塚田委員】伊良湖岬はタカの渡りで非常に有名な場所であり、配慮書 61 ページから渡りルートについて記載されている。この 61 ページの渡りルートと、62 から 64 ページまでの渡り経路は、同じデータを基にしているのか、確認したい。

【事務局】配慮書 62 から 64 ページまでの経路は、環境省の「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に掲載されており、これは平成 27 年に修正版が公開されている。一方、61 ページの渡りルートは、EADAS センシティブィティマップであり、比較的最近に作成されたものである。基となったデータが同一かは分からないが、資料としては 61 ページの方が新しい。

【塚田委員】既設風力発電機が稼働している状況での調査結果を基にしていると仮定すると、風力発電機を避けた結果、61 ページのような渡りルートになったと考えられる。伊良湖岬は非常に重要な渡りルートであることから、この地域に風力発電機が林立することによって、特にサシバなどの個体数を減らしている猛禽類にとって大きな妨げとなる可能性がある。配慮書は本来、事業予定地を選定する段階の手続であるため、既設風力発電機が存在することによって、どのように渡りが妨げられているかを把握した上で、事業予定地を決定しなければならないと考える。その際には、最近、インターネット上でタカの渡り個体数などが公表されていることから、それが過去と比べて減少しているのかなども参考にして、この地域で風力発電事業を進めて良いのかを検討していただきたい。

【事務局】指摘のとおり、既設風力発電機が稼働しており、それを避けるように飛んでいる可能性がある。また、今回の事業によって、さらに本来の渡りルートから大きく迂回せざるを得ないことも懸念される。このような累積影

響や鳥類への障壁効果を明らかにできるような調査を行う必要があると考えることから、部会報告に盛り込んでいただきたい。

【吉永委員】通常、大規模な構造物の環境影響評価の際には、温暖化対策として二酸化炭素の排出量を悪影響として評価するが、本事業は二酸化炭素の評価は行っていないものの、基本的には排出量を減らす施設である。既設風力発電機の近くに建設することで影響を小さくしようと配慮しており、また、火力発電所が既に存在し、眺望を楽しむ方向ではないとの印象を受ける。気になるのは風力発電機の規模だが、配慮書3ページに発電所出力が最大19,200kW、単機出力が最大3,600kWと記載されている。安全側に大きめに見積もっているものを小さくするのであれば問題ないと思うが、逆に、3,600kWを超える大きな機種を、基数を減らして設置する場合には、より高くなることで景観への影響も大きくなる。現時点で、単機出力が大きくなる可能性があるのか、確認したい。

【事務局】事業者を確認したところ、現在記載している単機出力3,600kWを超える機種は設置しないとのことである。

【佐野委員】資料3の補足説明資料で、既設風力発電機に係る自主アセスの騒音の予測結果を示している。私も審査会の現地調査とは別の日に現地に行って、海岸沿いの道路上で騒音を聴いてみたが、50dBも出ていないのではないかと思った。もし、既設風力発電機の稼働後の実測値があれば、その結果を示してほしい。

【事務局】既設風力発電機に係る環境モニタリングは動植物のみを対象としており、騒音や低周波音の稼働後の調査は行っていないとのことである。

- ・ 資料6について、事務局から説明があった。

【塚田委員】「4 動物、植物、生態系」(1)における「伊良湖岬周辺は」との表現に関連して確認したい。配慮書とはまったく異なる地域で事業を実施する場合、今後の手続はどうなるのか。

【事務局】明確な基準は無いが、配慮書10ページの検討対象エリアから事業実施想定区域を絞り込んでいることを考慮すると、このエリアを目安として、この外で事業実施区域を設定するのであれば、配慮書手続からやり直すことが望ましいと考えられる。

【吉永委員】「1 事業計画の見直し」(1)の2段落目の末尾における「環境の保全の見地から区域が検討されているとは言い難い」については、風力発電は地球温暖化の低減に寄与するものであり、温暖化対策の見地からは環境保全に大きく貢献するものであることから、「環境の保全の見地から」ではなく、「動植物の生息・生育環境の保全の見地から」ではないか。もしくは、当該箇所を削除して「～可能性が高いことから、区域が十分検討されているとは言い難い」でも良い。

【西田委員】「動植物の保全の見地」でも良いのではないか。

【事務局】「重要な自然環境のまとまりの場となっているが」から繋がっていることから、「動物及び植物の生息・生育環境の保全の見地から」としてはどうか。

【夏原部会長】事務局から説明のあった修正案でどうか。

(委員から意見等はなし)

【伊藤委員】「6 その他」における「住民等の意見に配慮するとともに」となっていることに関して、配慮書の公告は中日新聞への掲載とインターネットによる公表のみであり、これで住民等の意見を十分に得ることができるのか気がかりである。方法書の段階では、市町の広報紙を通じた情報提供なども検討していただきたい。

【事務局】今回の配慮書では新聞のみで周知を行ったが、方法書では地元市町の広報紙等にも掲載するよう指導してまいりたい。

【夏原部会長】他に意見も無いことから、事務局から部会報告の修正箇所の確認をお願いします。

【事務局】部会報告案の「1 事業計画の見直し」(1)の2段落目における「環境の保全の見地から」を「動物及び植物の生息・生育環境の保全の見地から」に修正したい。

【夏原部会長】事務局から説明のあったとおり修正したものを部会報告としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

- ・ 資料6について、事務局から説明のあった箇所の修正を行った上で部会報告とすることです承された。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会

以上のとおり相違ありません。

会議録署名者

---

会議録署名者

---